

お客様の情報の取り扱いについて以下の事項をご確認のうえお申し込みください。

1. 個人情報の収集、保有、利用

株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)は、会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1)JCBとの取引に関する与信判断および与信後の管理のために、次の①～⑥の個人情報を収集、利用します。
  - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
  - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等とJCBの契約内容に関する事項。
  - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程においてJCBが知り得た事項。
  - ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、JCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
  - ⑤会員等がJCBに対し提出した源泉徴収票、課税証明書、確定申告書、給与明細書等に記載の事項。
  - ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等がJCBに提出した収入証明書類等の記載事項。
  - ⑦JCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
  - ⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (2)以下の目的のために上の(1)①～⑥の個人情報を利用します。ただし会員が下の③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、JCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
  - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
  - ②JCBのクレジットカード事業その他のJCBの事業(JCBの定款記載の事業をいう。以下「JCB事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
  - ③JCB事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
  - ④JCB事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、JCBの営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
  - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上の(1)①～⑥の個人情報を共同利用します。(当該提携会社は、次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2. 個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等

- (1)会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、JCBは加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、会員等に関する信用情報(4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会します。
- (2)1)の照会により、これらの個人信用情報機関に会員等および会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用されます。
- (3)会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。))に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。
- (4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供します。
  - ①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。
    - ア.(3)により、加盟事業者から提供を受けた情報
    - イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報
    - ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報
  - ②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。
    - ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
    - イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
    - ウ.③に基づく信用情報の提供
  - ③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。
  - (5)加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者は個人情報を相互に提供し、利用します。

3. 個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JCBはすみやかに訂正または削除に応じます。

4. 個人情報の取り扱いに関する不同意

JCBは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上の1.(2)③または同④への中止の申し出を除く。)、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

5. 契約不成立時および退会後の個人情報の利用

- (1)JCBが入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上の1.(ただし1.(2)③および同④を除く。)および2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2)退会の申し出または会員資格の喪失後も上の1.(ただし1.(2)③および同④を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等またはJCBが定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

6. 個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

株式会社ジェーシービー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500 (20260331)

<加盟個人信用情報機関>

- 株式会社シー・アイ・シー(CIC)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/
- 株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
- ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	JICC
①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)	左の②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②本契約の申し込みに係る事実(加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6ヵ月間	当該照会日より6ヵ月以内
③本契約に係る事実(入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。  
 ※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。  
 ※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

<提携個人信用情報機関>

- 全国銀行個人信用情報センター  
電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
- ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者企業名等の詳細は、上の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。
- 加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター

(C/20260331)

カードご利用代金お支払い口座の設定について

金融機関での登録に2~3週間のお時間がかかるため、カードご利用代金お支払い口座の設定が完了する前にカードを発行する場合があります。登録手続きが完了しない場合、お振り込み等でお支払いをご案内します。その際の各種手数料は、お客様のご負担となります。また、お支払い口座のご記入・ご捺印(サイン)に間違いがある場合はさらにお時間がかかる場合があります。よくご確認のうえお申し込みください。